

四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第20号

四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和59年四日市市規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 第1項に規定する申請書の受付時間は、<u>開館日の午前9時から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。</u></p>	<p>(使用許可申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 第1項に規定する申請書の受付時間は、午前9時から<u>午後5時までとする。ただし、休館日は受け付けない。</u></p>
<p>(使用料の納付)</p> <p>第11条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。ただし、時間超過使用料、冷暖房使用料及び次条に規定する附属設備使用料については、<u>使用日の受付時間内に納付するものとする。</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(使用料の納付)</p> <p>第11条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。ただし、時間超過使用料、冷暖房使用料及び次条に規定する附属設備使用料については、<u>使用の終了までに納付するものとする。</u></p> <p>2及び3 (略)</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(市民文化部あさけプラザ)